



鳥取県公報

平成16年 8月31日(火)
号外第127号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	漁船損害等補償法による漁船保険契約に係る加入区の指定の変更(629)(水産課)..... 1
	港湾隣接地域の指定の一部改正(630)(空港港湾課)..... 1

告 示

鳥取県告示第629号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による加入区の指定を次のとおり変更したので、同条第6項の規定により告示する。

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称	区域	加入区の名称	区域
略		略	
赤碕加入区	東伯郡琴浦町の区域	赤碕加入区	東伯郡赤碕町及び東伯町の区域
略		略	

鳥取県告示第630号

昭和40年鳥取県告示第189号(港湾隣接地域の指定について)の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
3 赤碕港 (1) 赤碕地区 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域 基点 1 東伯郡琴浦町大字別所字三谷尻 1ノ2番地 先 鐘洗川橋脚基部 " 2 基点 1 から280度30分28.0メートルの点 (別所字三谷尻無番地先) " 3 " 2 から291度20分74.0" (" 字鐘洗155ノ2番地) " 4 " 3 から276度00分84.0" (" 字女史岩海道端無番地(官)) " 5 " 4 から285度10分88.0" (" 字女史岩峰無番地) " 6 " 5 から312度30分45.0" (") " 7 " 6 から290度00分163.0" (" 字太鼓免海道下490番地) " 8 " 7 から261度30分52.0" (" 493ノ1番地) " 9 " 8 から280度00分95.0" (" 字笠取坂屋敷501ノ1番地) " 10 " 9 から256度50分125.0" (赤碕字東松ヶ谷10地先無番地) " 11 " 10から281度00分63.0" (" 31ノ1地先無番地) " 12 " 11から299度00分121.0" (") " 13 " 12から 4度30分14.0" (" 61ノ4地先無番地) " 14 " 13から325度15分81.0" (" 1735ノ5番地) " 15 " 14から355度10分54.0" (" 1721ノ2番地) " 16 " 15から 2度30分122.0" (" 1690ノ2地先無番地) " 17 " 16から352度00分38.0" (" 1691ノ2番地) " 18 " 17から264度40分16.0" (" 2029番地(官)) " 19 " 18から313度45分75.0" (" 字東三軒屋1675番地) " 20 " 19から302度15分103.5" (" 1648番地)	3 赤碕港 (1) 赤碕地区 次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域 基点 1 東伯郡赤碕町大字別所字三谷尻 1ノ2番地 先 国道橋脚基部 " 2 基点 1 から280度30分28.0メートルの点 (別所字三谷尻無番地先) " 3 " 2 から291度20分74.0" (" 字鐘洗155ノ2番地) " 4 " 3 から276度00分84.0" (" 字女史岩海道端無番地(官)) " 5 " 4 から285度10分88.0" (" 字女史岩峰無番地) " 6 " 5 から312度30分45.0" (") " 7 " 6 から290度00分163.0" (" 字太鼓免海道下490番地) " 8 " 7 から261度30分52.0" (" 493ノ1番地) " 9 " 8 から280度00分95.0" (" 字笠取坂屋敷501ノ1番地) " 10 " 9 から256度50分125.0" (赤碕字東松ヶ谷10地先無番地) " 11 " 10から281度00分63.0" (" 31ノ1地先無番地) " 12 " 11から299度00分121.0" (") " 13 " 12から 4度30分14.0" (" 61ノ4地先無番地) " 14 " 13から325度15分81.0" (" 1735ノ5番地) " 15 " 14から355度10分54.0" (" 1721ノ2番地) " 16 " 15から 2度30分122.0" (" 1690ノ2地先無番地) " 17 " 16から352度00分38.0" (" 1691ノ2番地) " 18 " 17から264度40分16.0" (" 2029番地(官)) " 19 " 18から313度45分75.0" (" 字東三軒屋1675番地) " 20 " 19から302度15分103.5" (" 1648番地)

- " 21 " 20から297度15分129.0 "
- (" 字西三軒屋1608番地)
- " 22 " 21から261度45分48.5 "
- (" 字塩屋1598番地)
- " 23 " 22から294度30分67.5 "
- (" 1577番地)
- " 24 " 23から258度30分68.5 "
- (" 1560番地)
- " 25 " 24から277度00分42.0 "
- (" 字東條1547ノ6番地)
- " 26 " 25から295度30分89.0 "
- (" 1547番地)
- " 27 " 26から312度15分176.0 "
- (" 字中條北側1427番地(官))
- " 28 " 27から275度30分90.0 "
- (" 1397番地)
- " 29 " 28から261度45分181.5 "
- (" 字西中條1336番地)
- " 30 " 29から276度40分72.0 "
- (" 1304番地)
- " 31 " 30から296度40分62.5 "
- (" 字西条屋敷1281番地)
- " 32 " 31から324度45分54.0 "
- (" 字針屋屋敷1226番地)
- " 33 " 32から357度20分93.0 "
- (" 1246ノ1番地)
- " 34 " 33から302度20分39.5 "
- (")
- " 35 " 34から294度00分193.0 "
- (")
- " 36 " 35から301度30分146.0 "
- (" 1124ノ1番地)
- " 37 " 36から 26度30分20.0 "
- (" 1124地先無番地)

(2) 八橋地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 1 東伯郡琴浦町大字八橋茅町487番地先 茅町川橋梁基部

- " 2 基点 1 から269度20分30.0メートルの点
(八橋字茅町492番地)
- " 3 " 2 から343度00分42.0 "
(" 495番地)
- " 4 " 3 から286度15分56.0 "
(" 503番地)
- " 5 " 4 から267度15分177.0 "
(" 字東町北側1438番地)
- " 6 " 5 から242度00分25.0 "
(" 1422番地)
- " 7 " 6 から182度20分48.0 "

- " 21 " 20から297度15分129.0 "
- (" 字西三軒屋1608番地)
- " 22 " 21から261度45分48.5 "
- (" 字塩屋1598番地)
- " 23 " 22から294度30分67.5 "
- (" 1577番地)
- " 24 " 23から258度30分68.5 "
- (" 1560番地)
- " 25 " 24から277度00分42.0 "
- (" 字東條1547ノ6番地)
- " 26 " 25から295度30分89.0 "
- (" 1547番地)
- " 27 " 26から312度15分176.0 "
- (" 字中條北側1427番地(官))
- " 28 " 27から275度30分90.0 "
- (" 1397番地)
- " 29 " 28から261度45分181.5 "
- (" 字西中條1336番地)
- " 30 " 29から276度40分72.0 "
- (" 1304番地)
- " 31 " 30から296度40分62.5 "
- (" 字西条屋敷1281番地)
- " 32 " 31から324度45分54.0 "
- (" 字針屋屋敷1226番地)
- " 33 " 32から357度20分93.0 "
- (" 1246ノ1番地)
- " 34 " 33から302度20分39.5 "
- (")
- " 35 " 34から294度00分193.0 "
- (")
- " 36 " 35から301度30分146.0 "
- (" 1124ノ1番地)
- " 37 " 36から 26度30分20.0 "
- (" 1124地先無番地)

(2) 八橋地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 1 東伯郡東伯町大字八橋茅町487番地先 茅町川橋梁基部

- " 2 基点 1 から269度20分30.0メートルの点
(八橋字茅町492番地)
- " 3 " 2 から343度00分42.0 "
(" 495番地)
- " 4 " 3 から286度15分56.0 "
(" 503番地)
- " 5 " 4 から267度15分177.0 "
(" 字東町北側1438番地)
- " 6 " 5 から242度00分25.0 "
(" 1422番地)
- " 7 " 6 から182度20分48.0 "

(")
 " 8 " 7 から273度30分84.0 "
 (" 字仲町北側1475番地)
 " 9 " 8 から357度50分57.0 "
 (" 1478番地)
 " 10 " 9 から278度30分187.0 "
 (" 字西町北側1512ノ1番地)
 " 11 " 10から220度20分46.0 "
 (" 1541番地)
 " 12 " 11から187度00分31.0 "
 (")
 " 13 " 12から275度40分63.5 "
 (" 1556番地)
 " 14 " 13から 5度45分45.0 "
 (" 1512ノ2番地)
 " 15 " 14から273度30分230.5 "
 (" 字宮ノ下町1560番地(官))
 " 16 " 15から258度50分27.0 "
 (" 1604番地)
 " 17 " 16から280度40分31.0 "
 (" 1560番地)

4 米子港

(1) 彦名地区A

略

(2) 彦名地区B

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 1 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭(彦名町字新堀灘1646-2)

基点 2 基点 1 から50度00分3.0メートルの点(彦名町字新堀灘1646-3)

基点 3 基点 2 から319度50分17.5メートルの点(" 字新堀灘1646-3地先無番地)

基点 4 基点 3 から317度30分20.0メートルの点(" 字新堀灘1650-2)

基点 5 基点 4 から317度30分21.0メートルの点(" 字新堀灘1652-2地先無番地)

基点 6 基点 5 から47度20分3.7メートルの点(" 字新堀灘1652-1地先無番地)

基点 7 基点 6 から317度30分5.0メートルの点(" 字新堀灘1653-1)

基点 8 基点 7 から316度10分29.5メートルの点(" 字新堀灘1655)

基点 9 基点 8 から47度20分48.0メートルの点(" 字新堀灘1601-2)

基点10 基点 9 から317度30分5.0メートルの点(" 字新堀灘1601-2地先無番地)

基点11 基点10から49度40分7.0メートルの点(" 字新堀灘1601-1地先無番地)

(")
 " 8 " 7 から273度30分84.0 "
 (" 字仲町北側1475番地)
 " 9 " 8 から357度50分57.0 "
 (" 1478番地)
 " 10 " 9 から278度30分187.0 "
 (" 字西町北側1512ノ1番地)
 " 11 " 10から220度20分46.0 "
 (" 1541番地)
 " 12 " 11から187度00分31.0 "
 (")
 " 13 " 12から275度40分63.5 "
 (" 1556番地)
 " 14 " 13から 5度45分45.0 "
 (" 1512ノ2番地)
 " 15 " 14から273度30分230.5 "
 (" 字宮ノ下町1560番地(官))
 " 16 " 15から258度50分27.0 "
 (" 1604番地)
 " 17 " 16から280度40分31.0 "
 (" 1560番地)

4 米子港

(1) 彦名地区

略

(2) 彦名町3区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 1 米子市彦名町字新堀灘地内の護岸標杭

基点 2 基点 1 から137度30分5.0メートルの点(彦名町字新堀灘1601-1)

基点 3 基点 2 から227度20分48.0メートルの点(" 字新堀灘1655-1)

基点 4 基点 3 から136度10分29.5メートルの点(" 字新堀灘1653-1)

基点 5 基点 4 から225度50分7.0メートルの点(" 字新堀灘1610)

- 基点12 基点11から319度40分15.5メートルの点
(" 字港沖1656 - 1)
- 基点13 基点12から230度10分55.0メートルの点
(" 字港沖1673)
- 基点14 基点13から228度00分14.5メートルの点
(" 字港沖1678 - 2)
- 基点15 基点14から286度00分29.5メートルの点
(" 字港沖1679 - 1)
- 基点16 基点15から285度50分150.5メートルの点
(" 字乗越川三1946 - 1 地先無番地)
- 基点17 基点16から302度40分41.5メートルの点
(" 字乗越川三1953 - 1)
- 基点18 基点17から302度50分25.0メートルの点
(" 字乗越川三1958 - 1)
- 基点19 基点18から302度00分7.0メートルの点 (
" 字乗越川三1961 - 1)
- 基点20 基点19から327度10分39.5メートルの点
(" 字乗越川三1962 - 1)
- 基点21 基点20から237度10分7.0メートルの点 (
" 字乗越川三1962 - 2)

(3) 彦名地区C

略

(4) 安倍地区

略

(5) 瀬町地区

略

(6) 内町・西町地区

略

(7) 久米町北地区

略

(8) 祇園町南地区

略

(9) 陰田地区

略

(3) 彦名町4区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 1 米子市彦名町字乗越川三地内の護岸標杭

基点 2 基点 1 から57度10分7.0メートルの点 (彦
名町字乗越川三1962 - 1)基点 3 基点 2 から147度10分39.5メートルの点
(" 字乗越川三1961 - 1)基点 4 基点 3 から122度00分7.0メートルの点 (
" 字乗越川三1958 - 1)基点 5 基点 4 から212度00分7.0メートルの点 (
" 字乗越川三1958 - 2)

(4) 彦名町6区

略

(5) 阿倍地区

略

(6) 瀬町地区

略

(7) 内町地区・西町地区

略

(8) 久米町北地区

略

(9) 祇園町南地区

略

(10) 陰田地区

略

